

報道機関各位

請願者の声が直接届けられるようになりました

本市議会では、市民等が請願書を提出した際は、本会議で上程して所管の委員会に付託され審査が行われています。

これまでは委員会で請願書の内容を説明するのは請願書に署名した市議会議員のみでした。しかし、請願者が直接請願内容やその背景を伝える機会があれば、委員が審査をする際に有効な情報を得ることが可能となると考え、審査の充実を図るためにも、参考人制度を活用して請願者に意見を求めることを可能としました。

請願者による説明は令和5年第2回定例会から実施され、6月19日(月)に請願者らが経済建設常任委員会で説明を行いました。

【問い合わせ】

安中市議会事務局

TEL027-382-1111(内線1355)